明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（二六）　一
○環境影響評価法の一部を改正する法律（二七）　三
○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（二八）　四
〔政　令〕
○地方自治法施行令の一部を改正する政令（一一〇）　一九
○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一一）　一九
〔省　令〕
○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（総務四三）　一九

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（法律第二六号）（厚生労働省）

一　独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止関係（本則関係）

独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成一四年法律第一七〇号）は、廃止するものとした。

二　雇用・能力開発機構の解散等関係（附則第二条～第五条関係）

1　独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「雇用・能力開発機構」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、職員の労働契約に係る権利及び義務並びに国が承継する資産及び債務を除き、その一切の権利及び義務は、承継計画書において定めるところに従い、その時において独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構」という。）及び独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。）が承継するものとした。

2　この法律の施行の際現に雇用・能力開発機構が有する権利及び義務のうち、高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤労者退職金共済機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産及び当該業務に係る債務以外の債務は、この法律の施行の時において国が承継するものとした。

三　都道府県に対する職業能力開発促進センター等の譲渡の特例等関係（附則第七条～第九条関係）

1　雇用・能力開発機構が設置及び運営を行う職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）について、高度な職業訓練を効果的かつ効率的に実施することを可能とする体制の整備を図るとともに、当該職業能力開発促進センター等の所在する地域における求職者その他の労働者が引き続き必要な職業訓練を受ける機会を確保するため、雇用・能力開発機構は、当該地域において、都道府県が、当該職業能力開発促進センター等についてその機能を維持することができると厚生労働大臣が認めるときは、この法律の公布の日から平成二三年九月三〇日までの間に、当該職業能力開発促進センター等の用に供されている資産を当該都道府県に対して譲渡することができるものとした。

2　1により、雇用・能力開発機構が都道府県に対し職業能力開発促進センター等の用に供されている資産を譲渡する場合における当該資産の価額は、㈠から㈢までに掲げる雇用・能力開発機構の職員の引継職員比率に応じて、それぞれに定める価額とするものとする等所要の規定を設けることとした。

㈠　引継職員比率が二分の一以上である場合　無償

㈡　引継職員比率が三分の一以上二分の一未満である場合　時価からその八割を減額した価額

㈢　引継職員比率が三分の一未満である場合　時価からその五割を減額した価額

3　高齢・障害・求職者雇用支援機構は、1と同様に、この法律の施行の日から平成二六年三月三一日までの間に、職業能力開発促進センター等の用に供されている資産を都道府県に対して譲渡することができるものとし、2については当該譲渡について準用するものとした。

4　国は、1及び3により都道府県が雇用・能力開発機構又は高齢・障害・求職者雇用支援機構から職業能力開発促進センター等の用に供する資産の譲渡を受けた場合には、その譲渡を受けた日から同日の属する年度の翌年度の末日までの間は、当該都道府県に対し、当該職業能力開発促進センター等の運営に要する費用のうち厚生労働大臣が定める基準に従って算定した額に、㈠から㈢までに掲げる雇用・能力開発機構又は高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の引継職員比率に応じて、それぞれに定める割合を乗じて得た額を補助するものとした。

㈠　引継職員比率が二分の一以上である場合　一〇分の一〇

㈡　引継職員比率が三分の一以上二分の一未満である場合　一〇分の八

㈢　引継職員比率が三分の一未満である場合　一〇分の五

四　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正関係

1　題名

題名を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法」に改めるものとした。

2　名称

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成一四年法律第一六五号。以下「新機構法」という。）及び独立行政法人通則法（平成一一年法律第一〇三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改めるものとした。

3　高齢・障害・求職者雇用支援機構の目的

高齢・障害・求職者雇用支援機構は、高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とするものとした。

4　事務所

高齢・障害・求職者雇用支援機構は、主たる事務所を千葉県に置くものとした。

5　運営委員会

㈠　高齢・障害・求職者雇用支援機構に、6㈠及び㈡の業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置くものとし、業務方法書の変更、通則法第三〇条第一項に規定する中期計画及び通則法第三一条第一項に規定する年度計画については、運営委員会の議を経なければならないものとした。